

三上・田上・信楽県立自然公園

公園計画書

(公園計画の変更)

目 次

1 基本方針	1
(1) 保護計画の方針	1
(2) 利用計画の方針	1
2 保護計画	3
保護規制計画	3
(1) 特別地域	3
ア 第1種特別地域	5
イ 第2種特別地域	6
ウ 第3種特別地域	7
(2) 普通地域	9
3 利用計画	10
利用施設計画	10
(1) 集団施設地区	10
(2) 単独施設	11
(3) 道 路	13
ア 歩 道	13
4 参考事項	15

1. 基本方針

三上・田上・信楽県立自然公園は、昭和44年12月26日に指定され現在に至っているが、公園内外における土地利用の変化や、増大する公園利用のニーズ等に対して、現存の公園計画では対応できない状況となってきた。

このため、公園計画の再検討を行い、保護および利用の適正化を図るものである。

再検討に当たっての基本方針は次のとおりである。

記

（1）保護計画の方針

- ① 新たに公園区域に編入する地区（一地区）については、その自然の状況から、周辺の特別地域と一体の特別地域として、その保護を図る。
- ② 自然資源の分布状況や景観的な面から、特別地域として保護管理を必要としない地区および点的な文化遺産の周辺で、その自然の状況から一体の特別地域としておく必要性の少ない地区については、地種区分の変更を行う。

（2）利用計画の方針

① 集団施設地区

既存の希望が丘地区については、適正な運営を図る。一方、用地確保の困難性、文化財保護施策との関連から実現が見込めない紫香楽宮跡地区については計画から除外する。

② 単独施設

近年の余暇時間の増大に伴う自然公園に対する利用ニーズの高まりと、多様化する利用形態に対応した利用施設の配置を図る。

③ 道 路

ア. 車 道

現計画車道のうち、国道、主要地方道等で専ら産業道路もしくは地域内幹線道路として機能しているものについては、公園道路としての位置付けから除外する。

イ. 歩 道

既存の東海自然歩道の利用増進と合わせ、利用のネットワーク化に必要な路線を追加する。

2. 保護計画

保護規制計画

(1) 特別地域

次の地域を特別地域とする。

(表1: 特別地域総括表)

区域	面積 (ha)
大津市内 国有林近畿地域施業計画大津事業区 29林班から34林班まで、36林班から40林班 までおよび42林班から58林班までの各一部	4,640
大津市 大石富川町、大石中町、大石東町、大石竜門町、 上田上大鳥居町、上田上桐生町、上田上中野町、 上田上牧町、田上枝町、田上里町、田上関津町、 田上羽栗町および田上森町の各一部	
近江八幡市 浄土寺町および新巻町の各一部	43
八日市市 上羽田町、下羽田町および中羽田町の各一部	74
栗太郡栗東町内 国有林近畿地域施業計画大津事業区 1001林班から1007林班までの各一部	879
栗太郡栗東町 大字荒張の一部	
野洲郡野洲町内 国有林近畿地域施業計画大津事業区 5.9林班から63林班までの各一部	833
野洲郡野洲町 大字大篠原、大字北桜、大字小篠原、大字辻町、大字 三上および大字妙光寺の各一部	
甲賀郡石部町 大字西寺および大字東寺の各一部	161

区 域	面積 (ha)
甲賀郡甲西町 大字柑子袋、大字針、大字平松、大字菩提寺および大字三雲の各一部	923
甲賀郡水口町 大字宇川、大字牛飼、大字三大寺、大字高山、大字名坂、大字山および大字山上の各一部	787
甲賀郡甲南町 大字塩野および大字杉谷の各一部	535
甲賀郡信楽町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業所 97林班から105林班までの各一部	3,571
甲賀郡信楽町 大字黄瀬、大字神山、大字田代、大字多羅尾、大字勅旨、大字長野、大字牧および大字宮町の各一部	
蒲生郡蒲生町 大字横山の一部	33
蒲生郡竜王町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業所 67林班および68林班の各一部	356
蒲生郡竜王町 大字岩井、大字鏡、大字川守、大字薬師および大字山面の各一部	
合 計	12,835

ア、第1種特別地域

次の地域を第1種特別地域とする。

(表2: 第1種特別地域表)

区 域	面積 (ha)
大津市 田上森町の一部	8
栗太郡栗東町 大字荒張の一部	7
甲賀郡甲西町 大字平松の一部	2
合 計	17

イ. 第2種特別地域

次の地域を第2種特別地域とする。

(表3: 第2種特別地域表)

区 域	面積 (h a)
大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 42林班の一部	106
大津市 大石富川町、大石東町、田上里町、田上関津町および 田上森町の各一部	
栗太郡栗東町 大字荒張の一部	14
野洲郡野洲町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 60林班から63林班までの各一部	421
野洲郡野洲町 大字北桜、大字小篠原、大字辻町および大字三上の各 一部	
甲賀郡甲西町 大字柑子袋、大字平松および大字菩提寺の各一部	197
甲賀郡水口町 大字名坂および大字山の各一部	28
甲賀郡甲南町 大字杉谷の各一部	35
甲賀郡信楽町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 98林班の一部	31
甲賀郡信楽町 大字黄瀬および大字宮町の各一部	
蒲生郡竜王町 大字薬師の一部	58
合 計	890

ウ. 第3種特別地域

次の地域を第3種特別地域とする。

(表4: 第3種特別地域表)

区 域	面積 (ha)
大津市内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 29林班から34林班まで、36林班から40林班 までおよび42林班から58林班までの各一部	4,526
大津市 大石富川町、大石中町、大石東町、大石竜門町、 上田上大鳥居町、上田上桐生町、上田上中野町、 上田上牧町、田上枝町、田上里町、田上関津町、 田上羽栗町および田上森町の各一部	
近江八幡市 浄土寺町および新巻町の各一部	43
八日市市 上羽田町、下羽田町および中羽田町の各一部	74
栗太郡栗東町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 1001林班から1007林班までの各一部 栗太郡栗東町 大字荒張の一部	858
野洲郡野洲町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 59林班から63林班までの各一部 野洲郡野洲町 大字大篠原、大字北桜、大字小篠原、大字三上および 大字妙光寺の各一部	412
甲賀郡石部町 大字西寺および大字東寺の各一部	161
甲賀郡甲西町 大字針、大字平松、大字菩提寺および大字三雲の各一部	724

区 域	面積 (ha)
甲賀郡水口町 大字宇川、大字牛飼、大字三大寺、大字高山および大字山上の各一部	759
甲賀郡甲南町 大字塩野および大字杉谷の各一部	500
甲賀郡信楽町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 97林班から105林班までの各一部 甲賀郡信楽町 大字黄瀬、大字神山、大字田代、大字多羅尾、大字勅旨、大字長野、大字牧および大字宮町の各一部	3,540
蒲生郡蒲生町 大字横山の一部	33
蒲生郡竜王町内 国有林近畿地域施業計画区大津事業区 67林班および68林班の各一部 蒲生郡竜王町 大字岩井、大字鏡、大字川守、大字薬師および大字山面の各一部	298
合 計	11,928

(2) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表5:普通地域表)

区 域	面積 (h a)
大津市 大石富川町、上田上大鳥居町および上田上桐生町の各一部	1, 033
栗太郡栗東町 大字荒張および大字觀音寺の各一部	379
甲賀郡石部町 大字西寺および大字東寺の各一部	116
甲賀郡甲西町 大字岩根、大字正福寺、大字菩提寺および大字三雲の各一部	584
甲賀郡水口町 大字名坂および大字山の各一部	69
甲賀郡甲南町 大字塩野および大字杉谷の各一部	320
甲賀郡信楽町 大字黄瀬、大字神山、大字下朝宮、大字田代、大字勅旨、大字長野、大字畠および大字宮尻の各一部	2, 004
蒲生郡竜王町 大字岡屋、大字小口、大字薬師、大字七里、大字山面および大字山中の各一部	837
合 計	5, 342

3. 利用計画

利用施設計画

(1) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表6: 集団施設地区表)

番	名 称	位 置	面 積	施 設 の 種 類	計画との関係
1	希望が丘	野洲郡野洲町 甲賀郡甲西町 蒲生郡竜王町	428 ha	道路、橋、広場、園地、宿舎、休憩所、展望施設、野営場、案内所、運動場、舟遊場、駐車場、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、野外劇場	昭44.12.26 告示第457号

(2) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表7: 単独施設表)

番号	種類	位置	計画との関係
2	園地	大津市田上森町 (太神山)	昭47.12.23 告示第530号
4	園地	甲賀郡信楽町大字田代 (三筋滝)	昭47.12.23 告示第530号
6	園地	甲賀郡信楽町大字宮町	昭63.8.10 告示第350号
7	野営場	甲賀郡信楽町大字宮町	昭63.8.10 告示第350号
8	運動場	甲賀郡信楽町大字宮町	昭63.8.10 告示第350号
9	園地	甲賀郡信楽町大字多羅尾	昭63.8.10 告示第350号
10	運動場	甲賀郡信楽町大字多羅尾	昭63.8.10 告示第350号
12	野営場	大津市上田上桐生町 (一丈野)	昭57.4.28 告示第221号
13	園地	野洲郡野洲町大字北桜	新規
14	園地	甲賀郡甲西町大字平松	新規
15	園地	甲賀郡水口町大字山上	新規
16	園地	甲賀郡信楽町大字黄瀬	新規
17	園地	甲賀郡信楽町大字牧	新規
18	園地	蒲生郡蒲生町大字横山	新規

番	種類	位置	計画との関係
19	園地	蒲生郡竜王町大字川守	新規
20	宿舎	野洲郡野洲町大字北桜	新規
22	野営場	野洲郡野洲町大字北桜	新規
23	野営場	甲賀郡甲南町大字杉谷	新規
24	野営場	甲賀郡信楽町大字牧	新規
25	野営場	蒲生郡竜王町大字川守	新規
26	運動場	甲賀郡信楽町大字牧	新規
27	植物園	野洲郡野洲町大字北桜	新規
28	博物展示施設	八日市市中羽田町	新規
29	博物展示施設	野洲郡野洲町大字北桜	新規
30	博物展示施設	甲賀郡信楽町大字黄瀬	新規

(2) 道 路

ア. 歩 道

歩道を次のとおりとする。

(表8: 道路(歩道)表)

番	路線名	区間	主要経過地	計画との関係
1	太神山 飯道山線	起点一大津市田上関津町 (公園界) 終点一甲賀郡水口町牛飼 (公園界)	笛間ヶ岳、 矢筈ヶ岳、 太神山、金 勝山、飯道 山	昭44.12.26 告示第457号
2	笛ヶ岳 紫香楽宮 線	起点一甲賀郡信楽町大字多羅尾 (公園界) 終点一甲賀郡信楽町大字神山 (公園界) 起点一甲賀郡信楽町大字神山 (公園界) 終点一甲賀郡甲南町大字杉谷 (公園界)	笛ヶ岳、岩 尾山	昭44.12.26 告示第457号
3	東海自然 歩道線	起点一甲賀郡甲南町大字杉谷 (昭和池・公園界) 終点一甲賀郡甲南町大字杉谷 (岩尾池・公園界) 起点一甲賀郡甲南町大字杉谷 (つめた谷・公園界) 終点一甲賀郡信楽町大字牧 (下山・公園界) 起点一甲賀郡信楽町大字黄瀬 (紫香楽宮跡・公園界) 終点一甲賀郡信楽町大字黄瀬 (大戸川・公園界) 起点一甲賀郡信楽町大字黄瀬 (西山・公園界) 終点一甲賀郡信楽町大字田代 (田代川・公園界) 起点一甲賀郡信楽町大字田代 (田代川・公園界) 終点一大津市田上里町 (天神川・公園界)		昭47.12.23 告示第529号
4	飯道山線	起点一甲賀郡信楽町大字宮町 終点一甲賀郡信楽町大字宮町		昭63.8.10 告示第350号

番	路線名	区間	主要経過地	目計画との関係
5	高旗山線	起点 - 甲賀郡信楽町大字多羅尾 終点 - 甲賀郡信楽町大字多羅尾		昭63.8.10 告示第350号
6	一丈野線	大津市上田上桐生町 一丈野国有林内		昭57.4.28 告示第221号
7	大石竜門 線	起点 - 大津市大石竜門町 終点 - 大津市大石竜門町		新規
8	雪野山線	起点 - 近江八幡市新巻町 (公園界) 終点 - 八日市市中羽田町 (公園界) 起点 - 浦生郡浦生町大字横山 (公園界) 終点 - 浦生郡竜王町大字川守 (公園界)	雪野山	新規
9	金勝寺線	起点 - 栗太郡栗東町大字荒張 (公園界) 終点 - 栗太郡栗東町大字荒張 (金勝寺)	金勝寺	新規
10	三上山線	起点 - 野洲郡野洲町大字三上 (公園界) 終点 - 野洲郡野洲町大字北桜 (公園界)	三上山頂	新規
11	阿星山線	起点 - 甲賀郡石部町大字西寺 (公園界) 終点 - 甲賀郡石部町大字東寺 (阿星山)		新規
12	鏡山線	起点 - 浦生郡竜王町大字鏡 (公園界) 終点 - 浦生郡竜王町大字山面 (公園界)	鏡山	新規

4. 参考事項

過去の経緯

ア. 公園区域

昭和44年12月26日（県告示第456号）
公園区域の指定

昭和56年7月1日（県告示第336号）
公園区域の変更

イ. 保護計画

昭和44年12月26日（県告示第457号）
地種区分の決定
特別地域の指定

昭和56年7月1日
地種区分の変更（県告示第337号）
特別地域の変更（県告示第338号）

ウ. 利用計画

昭和44年12月26日（県告示第457号）
集団施設地区、道路（車道、歩道）の計画決定

昭和47年12月23日（県告示第529号）
単独施設および道路（歩道）の追加

昭和49年10月30日（県告示第434号）
単独施設の追加

昭和57年4月28日（県告示第221号）
単独施設および道路（歩道）の追加

昭和63年8月10日（県告示第350号）
単独施設および道路（歩道）の追加

公園区域および保護規制計画の変更内容

番号	変更内容	変更部分の区域
1	外 → 3特 (拡張)	甲賀郡石部町大字東寺の一部
2	普 → 外 (削除)	栗太郡栗東町大字観音寺および大字東坂の各一部
3	2特 → 外 (削除)	野洲郡野洲町大字辻町の一部
4	2特 → 外 (削除)	甲賀郡甲西町大字平松の一部
5	3特 → 外 (削除)	甲賀郡甲西町大字岩根の一部
6	3特 → 外 (削除)	甲賀郡甲西町大字岩根の一部
7	3特 → 外 (削除)	甲賀郡水口町大字水口の一部
8	3特 → 外 (削除)	甲賀郡信楽町大字勅旨の一部
9	3特 → 外 (削除)	甲賀郡信楽町大字長野の一部
10	3特 → 外 (削除)	蒲生郡竜王町大字薬師、大字七里および大字山面の各一部

変更理由	面積(ha)
阿星山の山体の一部で、現行の公園区域と一体的に保護することが適切な地域であるため、新たに公園区域に編入する。	7
区域境界線が不明確となり、かつ緩衝地域として存続する意義がないため、削除する。	30
国道沿いで都市的施設が整備され、公園区域として保護管理することの必要性が少ないため削除する。	22
宅地造成等により自然が消滅し、公園区域として保護管理することの必要性が少ないため削除する。	2
十二坊と点的な文化遺産の連絡を図っていた地域であるが、一体の自然公園として存続する妥当性がないため削除する。	38
宅地造成等により自然が消滅し、公園区域として保護管理することの必要性が少ないため削除する。	1
市街地の中にある点的な飛地であり、自然公園として存続する妥当性がないため削除する。	26
市街化が進行し、公園区域として保護管理することの必要性が少ないため削除する。	4
市街化が進行し、公園区域として保護管理することの必要性が少ないため削除する。	20
都市的施設が整備された区域を含め自然の消滅した地域を削除し、あわせて境界線の明確化を図る。	20

番号	変更内容	変更部分の区域
11	3特 → 普	甲賀郡石部町大字西寺の一部
12	3特 → 普	甲賀郡石部町大字東寺の一部
13	3特 → 普	甲賀郡甲西町大字岩根、大字正福寺および大字菩提寺の各一部
14	3特 → 普	甲賀郡水口町大字名坂および大字山の各一部
15	2特 → 普	蒲生郡竜王町大字薬師の一部
16	3特 → 普	蒲生郡竜王町大字薬師、大字小口、大字七里、大字山面および大字山中の各一部

変更理由	面積(ha)
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	9.6
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	20
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	2.99
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	6.9
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	6.7
景観面や自然の状況から、特別地域として保護管理していく妥当性がないため、普通地域に変更する。	60.9

地域地区別市町村別面積総括表

地域地区 市町村		現 行					合計
		特別	地 域	普通	地 域		
第1種	第2種	第3種	小計				
大津市	8	106	4,526	4,640	1,033	5,673	
近江八幡市	-	-	43	43	-	43	
八日市市	-	-	74	74	-	74	
栗太郡 栗東町	7	14	858	879	409	1,288	
野洲郡 野洲町	-	443	412	855	-	855	
甲賀郡	石部町	-	-	270	270	-	270
	甲西町	2	199	1,062	1,263	285	1,548
	水口町	-	28	854	882	-	882
	甲南町	-	35	500	535	320	855
	信楽町	-	31	3,564	3,595	2,004	5,599
蒲生郡	蒲生町	-	-	33	33	-	33
	竜王町	-	125	927	1,052	161	1,213
合 計		17	981	13,123	14,121	4,212	18,333

(单位; ha)

変更後						増減
特別地域				普通地域	合計	
第1種	第2種	第3種	小計			
8	106	4,526	4,640	1,033	5,673	-
-	-	43	43	-	43	-
-	-	74	74	-	74	-
7	14	858	879	379	1,258	△ 30
-	421	412	833	-	833	△ 22
-	-	161	161	116	277	7
2	197	724	923	584	1,507	△ 41
-	28	759	787	69	856	△ 26
-	35	500	535	320	855	-
-	31	3,540	3,571	2,004	5,575	△ 24
-	-	33	33	-	33	-
-	58	298	356	837	1,193	△ 20
-	△ 91	△ 1,195	△ 1,286	1,130	18,177	△ 156
17	890	11,928	12,835	5,342		